内閣衆質一七〇第一二九号

平成二十年十月二十四日

国 務 大 臣 河 村内閣総理大臣臨時代理

建

夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応

に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の

対応に関する再質問に対する答弁書

一について

野党からの各府省に対する資料要求について、今般の自由民主党国会対策委員会からの依頼を踏まえて

各府省が行った情報提供については、口頭で行った場合もあること等から、その事例すべてを明らかにす

ることは困難である。

二、三及び五について

野党からの各府省に対する資料要求への対応について、 資料の内容や提出の可否の判断は、 各府省の大

臣の責任の下で行われているところであり、 今般の自由民主党国会対策委員会からの依頼を踏まえて各府

省が情報提供を行った資料について、 同委員会からの指示により、 資料を修正して提出した、 又は提出し

なかったという事例は、ないものと承知している。

四について

憲法第二十一条第二項は、 「検閲は、 これをしてはならない。」と規定しているところ、昭和五十九年

十二月十二日最高裁大法廷判決では、同項にいう「検閲」とは、 「行政権が主体となつて、思想内容等の

表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅

的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質と

して備えるものを指す」とされている。